

令和 7 年

第 3 回赤穂市教育委員会提出議案参考資料
(その 2)

赤穂市教育委員会

令和 7 年第 3 回赤穂市教育委員会提出議案（その 2）一覧表

- 資料 1 担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を改正する規程新旧対照表

担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を改正する規程新旧対照表

下線は改正部分を示す。

現 行 規 程	改 正 規 程
(分掌事務)	(分掌事務)
第2条 担当参事、担当課長及び担当係長は、次の表に掲げる分掌事務及び教育次長又は課長が指示する事務を所掌する。	第2条 担当参事、担当課長及び担当係長は、次の表に掲げる分掌事務及び教育次長又は課長が指示する事務を所掌する。
職	職
事務の内容	事務の内容
担当参事	担当参事
文化財に係る分掌事務	学校給食センターに係る分掌事務
学校給食センターに係る分掌事務	
文化とみどり財団に係る分掌事務	
文化とみどり財団に係る分掌事務	
幼児教育の指導助言及び企画調整に係る分掌事務	担当課長
	学校給食センターの建築工事に係る分掌事務
	文化とみどり財団に係る分掌事務
担当係長	担当係長
略	略